

包括的維持管理業務委託契約の契約標準

利用の手引き

令和 7 年 5 月

(公社)土木学会建設マネジメント委員会

契約約款企画小委員会

目 次

1. はじめに	・ ・ ・ 1
2. 本契約標準の対象	・ ・ ・ 2
3. 基本的考え方	・ ・ ・ 3
① 契約標準の構成	・ ・ ・ 3
② 一般的な公共事業の標準契約約款との関係	・ ・ ・ 6
③ 一部の業務にのみ適用される規定	・ ・ ・ 6
④ 準委任契約と請負契約	・ ・ ・ 6
⑤ 建設業法が適用される業務	・ ・ ・ 7
⑥ 業務委託料の支払い	・ ・ ・ 7
⑦ 性能規定による業務の確認	・ ・ ・ 7
4. 個別の契約書の作成方法	・ ・ ・ 8
5. 特徴的な条項の解説	・ ・ ・ 9
6. 契約情報の記載例	・ ・ ・ 34
① 契約情報の記載例（道路・公園・植栽の維持管理業務）	・ ・ ・ 35
② 契約情報の記載例（下水道管路の維持管理業務）	・ ・ ・ 40
【参考法令】	・ ・ ・ 44

1. はじめに

公共土木施設においてストックの増加・老朽化に伴い維持管理事業の重要性が増しているが、一般に新設事業に比べ小規模かつ複雑であるため受注企業においては効率的な実施に課題があり、施設の管理者においても発注関係事務が煩雑になるという課題がある。そのため、いくつかの発注者において包括的維持管理業務（複数施設及び／又は複数業務を包括して委託される維持管理業務）の契約が実施されつつある。その契約図書については現状では各発注者において独自に作成されているが、包括的維持管理業務に関する標準的な契約図書があれば発注者の負担が軽減されその普及が期待される。「包括的維持管理業務委託の契約標準」は、公共土木事業の事業主体が共通して使える標準的な契約書として、土木学会が策定・公表したものである。

公共事業に関する標準契約約款としては、公共工事については中央建設業審議会によって「公共工事標準請負契約約款」、公共土木設計業務については国土交通省によって「公共土木設計業務等標準委託契約約款」が制定されている。さらに、土木学会においても、設計・施工一括発注方式に対して「公共土木設計施工標準請負契約約款」を、CM方式（ピュア型）に対して「監理業務標準委託契約約款」を策定・公表してきた。

これらは、いずれも公共発注者に対し一つの標準約款として示されているが、包括的維持管理業務委託契約においては、維持管理業務に特有の条項が必要な場合や構成する業務によって適用される条項が異なるなど、一つの標準約款で示すことができない場合がある。そこで、土木学会建設マネジメント委員会に設けられた契約約款制定小委員会及び契約約款企画小員会では、包括的維持管理業務委託契約に必要な規定を網羅的に示すとともに、それらの規定を必須条項（コア）と選択条項（オプション）に区別したものを作成し「契約標準」と名付けた。

一般的な公共工事の契約図書は契約書（頭書と各条項）及び設計図書で構成し、設計図書は仕様書（共通、特記）、図面、質問回答書、（技術提案書）からなり、共通仕様書は発注者において共通事項及び工事種別ごとに作成されている。

包括的維持管理業務委託契約においても必要な契約図書の全体を示す必要があると考えているが、複数業務で構成される包括的維持管理業務委託契約においては、対象施設、業務内容による違いや仕様規定／性能規定による違いなどにより、要求水準書、リスク分担表、モニタリング手順書などが加わることがあり、多くの図書の組合せが考えられる。

このため、現時点で設計図書について標準的な体系を示すことは困難であり今後の課題とし、今回は契約書に相当する「契約標準」のみを作成・公表し、設計図書は各発注者が作成することとしている。

2. 本契約標準の対象

包括的維持管理業務委託契約とは、複数施設及び/又は複数業務を一定期間（複数年を含む）、一体的に委託する維持管理業務の契約である。

本契約標準が対象とする施設は、道路・河川・砂防・公園・上下水道・港湾などの施設の一部又は全部を含むものとする。

また、対象とする業務としては、

① 維持業務（施設の機能を維持する）

（例）巡視、施設点検、清掃、植生管理（除草や樹木管理）、除雪、路面維持（ポットホール）

② 小規模修繕業務（施設の機能が低下したものを回復させる）

（例）破損施設の修繕（舗装、河川護岸、上下水道の管路、照明、公園遊具）、塗装修繕

〔注〕「小規模」として扱う範囲は、修繕に要する費用等から発注者が判断し決定する。

③ 上記のマネジメント業務

（例）計画書・報告書作成、モニタリング

一方、対象としていない業務としては、

① 運營業務（施設の運転業務や有料施設の料金徴取業務など）

PFI・PPP や指定管理者制度など様々な実施方式がある一方、一般公共事業としての運營業務の事例がまだ少ないため対象外としている。

② 大規模修繕業務

業務の規模が大きい場合は別発注とすることが一般的であるため対象外としている。

3. 基本的考え方

① 契約標準の構成

- 契約標準は包括的維持管理業務委託において適用される可能性がある契約内容を網羅的に規定したもので、下表のとおり、コア（必須）条項とオプション（選択）条項で構成している。公表した契約標準ではコア条項を黒字、オプション条項を赤字としている。
- 条番号が、公共工事の一般的な契約書と大きく異なると混乱する恐れがあるため以下のとおりとしている。
 - ・基本的に公共工事標準請負契約約款の並べ方で同様の規定は同じ条番号とする
 - ・公共工事標準請負契約約款にないものは類似の条の後に枝番の条として追加する（例：第1条）
 - ・同じ条の中にコアの項とオプションの項がある場合は分割し後者は枝番の条とする（例：第54条）

コア（必須）条項		オプション（選択）条項	
（総則）	第1条	（成果物）	第1条の2
		（準備期間）	第1条の3
		（業務毎の実施期間）	第1条の4
（関連工事の調整）	第2条		
（工程表）	第3条	（業務実施計画書）	第3条の2
		（受注者による改善提案）	第3条の3
（契約の保証）	第4条（A）	（契約保証金等の還付請求）	第4条の2
	第4条（B）	（契約保証金等の免除）	第4条の3
（権利義務の譲渡等）	第5条	（著作権の譲渡等）	第5条の2
（業務の一括委任又は一括下請負の禁止）	第6条		
（再受託者又は下請負人の通知）	第7条		
	第7条の2（A）		
	第7条の2（B）		
（特許権等の使用）	第8条		
（監督員）	第9条	（発注者が委託した者による権限の代行）	第9条の2
（現場代理人及び主任技術者等）	第10条	（業務毎の業務実施責任者）	第10条の2
（履行報告）	第11条		
（業務関係者に関する措置請求）	第12条		

(業務用材料の品質及び検査等)	第 13 条		
(監督員の立会い及び業務記録の整備等)	第 14 条		
		(支給材料及び貸与品)	第 15 条
		(発注者の施設の使用)	第 15 条の 2
		(作業用地の確保等)	第 16 条
(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	第 17 条		
(条件変更等)	第 18 条		
(設計図書の変更)	第 19 条	(受注者による設計図書の変更)	第 19 条の 2
(業務の中止)	第 20 条		
(著しく短い履行期間の禁止)	第 21 条		
(受注者の請求による履行期間の延長)	第 22 条		
(発注者の請求による履行期間の短縮等)	第 23 条		
(履行期間の変更方法)	第 24 条		
(業務委託料の変更方法等)	第 25 条		
(賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更)	第 26 条		
(臨機の措置)	第 27 条		
(一般的損害)	第 28 条		
(第三者に及ぼした損害)	第 29 条		
(不可抗力による損害)	第 30 条	(不可抗力に起因する業務)	第 30 条の 2
(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)	第 31 条		
(検査)	第 32 条	(成果物の引渡し)	第 32 条の 2
		(業務の引継)	第 32 条の 3
		(性能規定の業務の履行期間中の確認)	第 32 条の 4
		(性能規定の業務の業務完了後の確認)	第 32 条の 5
(業務委託料の完了払)	第 33 条		
		(部分使用)	第 34 条
		(前金払)	第 35 条
		(保証契約の変更)	第 36 条
		(前払金の使用等)	第 37 条
		(部分払)	第 38 条
		(引渡しを受ける成果物がある場合の部分払額)	第 38 条の 2

		(前払金がある場合の部分払額)	第 38 条の 3
		(部分引渡し)	第 39 条
		(債務負担行為に係る契約の特則)	第 40 条
		(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)	第 41 条
		(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)	第 42 条
(第三者による代理受領)	第 43 条		
		(前払金等の不払に対する業務中止)	第 44 条
(債務不履行責任)	第 45 条	(契約不適合責任)	第 45 条の 2 (A)
			第 45 条の 2 (B)
(発注者の任意解除権)	第 46 条		
(発注者の催告による解除権)	第 47 条		
(発注者の催告によらない解除権)	第 48 条		
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	第 49 条		
(公共工事履行保証証券による保証の請求)	第 50 条		
(受注者の催告による解除権)	第 51 条		
(受注者の催告によらない解除権)	第 52 条		
(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	第 53 条		
(解除に伴う措置)	第 54 条	(解除に伴う措置)	第 54 条の 2
			第 54 条の 3
			第 54 条の 4
(発注者の損害賠償請求等)	第 55 条		
(受注者の損害賠償請求等)	第 56 条		
		(契約不適合責任期間等)	第 57 条
		(火災保険等)	第 58 条
(あっせん又は調停)	第 59 条 (A)		
	第 59 条 (B)		
(仲裁)	第 60 条		
(電磁的方法)	第 61 条		
(補則)	第 62 条		

② 一般的な公共事業の標準契約約款との関係

- 包括的維持管理業務に特有の条項以外の発注者と受注者の権利・義務関係については公共事業で一般的に用いられている公共工事標準請負契約約款及び公共土木設計業務等標準委託契約約款の規定を踏襲している。但し、全体を業務委託契約としているので用語は変換している。
- 公共工事標準請負契約約款等の条文で用いられる「約款」は「標準契約書」と置き換えている。

契約標準	公共工事標準請負契約約款
業務	工事
実施	施工
業務委託料	請負代金（額）
履行期間	工期
標準契約書	約款

③ 一部の業務にのみ適用される規定

- 包括的維持管理業務には複数の業務が含まれている。構成する業務の中には契約特性の異なるものがあることを想定し、契約標準には、業務全体に適用される条項と、一部の業務に適用される条項があり、区別して使用できるようにしている。

業務全体に対する場合	個々の業務に対する場合
業務	【〇〇業務】
業務委託料	【〇〇業務】の委託料
履行期間	【〇〇業務】の実施期間

④ 準委任契約と請負契約

- 構成する業務の中には、業務の成果物を発注者に引渡しその対価として委託料が支払われるものがあり、その場合は請負契約として必要な規定が適用される。一方、業務を実施したことに対して委託料が支払われるものは準委任契約の扱いとなる。
- なお、業務の履行を確認するための作業日報や業務実施報告書等は引渡しを受ける成果物には含まないものとしている。
- 引渡しを受ける成果物（第1条の2）及びそれに関連する業務に適用される規定を明確にしている。
- 準委任契約と請負契約のどちらかに該当するかによって受注者の責任が異なる。このため、民法の原則である債務不履行責任（第45条）をコア、請負契約である業務にのみ適用される契約不適合責任（第45条の2）はオプションとしている。

⑤ 建設業法が適用される業務

- 本契約標準は、契約の対象業務に建設業法が適用されるものが含まれることを前提としている。（参考法令：建設業法第 24 条（請負契約とみなす場合）
（再受託者又は下請負人の通知）第 7 条の 2
（現場代理人及び主任技術者等）第 10 条 等
- 先行事例では、業務全体を統括する者として業務総括責任者等の名称を用いる場合が見られた。業務総括責任者等が建設業法上の現場代理人又は／及び主任技術者等である場合と現場代理人、主任技術者等を別途置く場合が考えられるが、いずれの場合でも指示系統を明確にしておく必要がある。
- 構成する業務に建設業法が適用されるものが含まれていない場合（例えば、巡回業務＋清掃業務＋除草業務）は、本契約標準ではなく一般的な役務契約の契約書が適用される。
- 業務内容が建設業法が適用される工事が主体であるか否かによって注書きの数字を書き分けている。
（検査）第 32 条 完了届から検査までの期日
（業務委託料の完了払）第 33 条 検査終了後支払いまでの期日
（前払金）第 35 条 前払金の率

⑥ 業務委託料の支払い

- 包括的維持管理業務の先行事例において様々な支払い方法が採られていたことから、本契約標準では、完了払（第 33 条）のみをコアとし、前金払、部分払等はオプションとしている。
- 請負契約である公共工事では部分払において出来高の一部の支払いを留保することが一般的であるが、本契約標準では支払い留保は引き渡しを受ける成果物がある業務に限定している。

⑦ 性能規定による業務の確認

- 性能規定による業務が含まれている場合には、発注者はその性能が維持されていることを確認する必要がある。性能規定には、履行期間中にその性能を維持することが求められる業務（例えば、樹木管理）と、業務完了後の一定期間その性能を維持することが求められる業務（例えば、舗装修繕）がある。前者については、性能規定の業務の履行期間中の確認（第 32 条の 4）、後者については、性能規定の業務の業務完了後の確認（第 32 条の 5）を設けいずれも当該業務のみに適用されるオプション条項としている。

4. 個別の契約書の作成方法

個別の契約書を作成する場合には発注者の状況により次のいずれかの方法によるものとする。
いずれの場合も契約標準の条文における「標準契約書」は「契約書」と改める。

① 「契約標準」と「契約情報」とを組み合わせる方法

- 「契約情報」とは、契約標準をもとに個々の契約において以下の内容を記載したものであり、「契約標準」と「契約情報」の組み合わせで個別の契約書となる。
 - ・ 契約標準のオプション条項から適用するものを選択する
 - ・ 場合によってはコア条項のうちで適用しないものを示す
 - ・ 契約標準の条文において「○日」、「十分の○」、「【○○業務】」などのように数値や名称が示されていない部分の具体的な数値や名称を記載する
 - ・ 契約標準の条文の一部を修正したり、契約標準にない条項を加える
- この場合に使用する「契約標準」は土木学会制定の契約標準をそのまま使う場合と、各発注者が独自にカスタマイズして当該発注者の契約標準を作成する場合がある。
(カスタマイズの例)
 - ・ 学会版で「○日以内」等となっている項目に具体的な数値を入れる
 - ・ AB 選択となっている条項のどちらかに決める
 - ・ オプション条項をコアに変更する
 - ・ 独自の条項を追加する
- 「契約情報」を用いる方法は、発注者が様々な内容の包括的維持管理業務委託を実施する可能性がある場合に適しており、当該発注者用にカスタマイズして使用することを推奨する。

② 土木学会制定の契約標準から必要な条文を選んで契約書を作成する方法

- 「契約情報」を用いない方法であり、発注者が実施する包括的維持管理業務委託が多くない場合や同じ内容の契約を繰り返し実施する場合に適している。

5. 特徴的な条項の解説

契約標準の特徴的な条項として、必須条項（コア）については、他の一般的な標準契約約款には記載のない又は記載の異なる条項を、全ての選択条項（オプション）を以下に示し、概説する。

黒字：必須条項（コア）、赤字：選択条項（オプション）、

（総則）

第1条 発注者は、次に掲げる業務について受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

(1)〇〇業務、(2)××業務、・・・

（解説）

- 包括的維持管理業務委託契約には複数の対象施設や業務内容が含まれるため構成する業務名を列記する。

2 (A) [総価契約] 【〇〇業務の】委託料は作業数量にかかわらず総額〇〇円とする。

(B) [単価契約] 【〇〇業務の】委託料（単価）は、数量単位当たり〇〇円とする。

(C) [実費精算] 【〇〇業務の】委託料は実費で清算することとし、受注者は、作業に掛った費用を証明するため、設計図書に定める書類を発注者に提出する。

この契約における業務委託料は、(総価契約の各業務の委託料の合計+単価契約の各業務の(単価×予定数量)の合計)とする。

（解説）

- 業務によって委託料の決め方が異なる場合があるため、構成する業務の委託料が（A）～（C）のいずれに該当するか明示する。なお、（A）[総価契約]は作業数量にかかわらず一定としているが条件変更など他の条項の規定による変更はありうる。
- 後段の業務委託料は、業務全体の契約価格であり契約保証、前払金などの額の算定等に用いられる。
- 構成する業務の数が多く、条文では煩雑になる場合は表で示してもよい。
- （C）[実費精算]を選択した場合は、設計図書において作業日報や下請業者からの請求書等の証明書類を明示し、その提出を義務付ける。
- 構成する各業務を（A）～（C）のいずれに該当させるかは発注者の判断であるが、例えば次の考え方がある。

(A)・作業数量にかかわらず実施することを求める業務

（例：マネジメント業務、日常補修業務）

・実施範囲や頻度等が設計図書で定められている業務

（例：舗装修繕業務、清掃業務）

(B)・作業数量が変動する可能性があるが単価は決まっている業務

（例：除雪業務）

(C)・契約時に作業数量、価格が決められない業務

（例：災害対応業務、緊急維持業務）

3 発注者及び受注者は、この標準契約書に基づき、設計図書（〇〇、××、・・・）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

〔注〕（ ）内に設計図書を構成する図書名を列記する。

（解説）

- 設計図書を構成する図書は個々の業務によっては対象施設、業務内容による違いや仕様規定／性能規定による違いなどにより異なる組合せが考えられる。そのため、当該業務の設計図書を構成する図書名を明らかにする。

4 この契約の対象施設の所有権及び管理権は発注者に帰属する。

（解説）

- 維持管理業務の対象施設の所有権・管理権を明記し、管理瑕疵などの責任を明確にする。
- なお、引渡しを受ける成果物については引渡し前は受注者に帰属する。

5 受注者は、善良な管理者の注意をもって契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完了し、（成果物を発注者に引き渡すものとし、）発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

〔注〕（ ）は引渡しを受ける成果物がある場合

（解説）

- 構成する業務には成果物の引渡しを求める業務が含まれる場合があるため（ ）書が入っている。
- 業務の履行を確認するための作業日報や業務実施報告書等は引渡しを受ける成果物には含まないものとしている。
- 引渡しを受ける成果物は第1条の2により明示する。

6 発注者は、業務に関する指示を受注者又は受注者の現場代理人及び主任（監理）技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の現場代理人若しくは主任（監理）技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。なお、発注者が設計図書の変更を伴う業務に関する指示を行う場合は、第19条によるものとする。

（解説）

- 破損個所の発見、第三者からの通報、地域の行事の関連などで発注者が必要な指示を出す必要がある場合を想定している。
- 本契約標準では建設業法が適用される業務（建設工事）が含まれているため指示する相手として受注者、現場代理人、主任（監理）技術者としている。
- 先行事例では、業務全体を統括する者として業務総括責任者等の名称を用いる場合が見られた。業務総括責任者等が建設業法上の現場代理人又は／及び主任技術者等である場合と現場代理人、主任技術者等を別途置く場合が考えられるが、いずれの場合でも各人の責務や指示系統を明確にしておく必要がある。

9 この標準契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除

(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

10 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、○日以内にこれを相手方に交付するものとする。

〔注〕 ○の部分には、原則として、「7」と記入する。

(解説)

- 第9項は書面主義の規定であるが、維持管理では例えば第三者からの通報などに緊急に対応が必要な場合があるため、第10項の規定を設けている。注書きは、既に行った指示等は短期日で書面交付が可能と思われるため、原則7日としている。

(成果物)

第1条の2 受注者が発注者に引渡す業務の成果物は契約情報に定める。

(解説)

- 対象施設の供用や別途発注される設計業務・工事等の設計図書への利用等を目的として、成果物の引渡しを受ける業務が含まれる場合に選択する。該当する業務の例を以下に示す。

【修繕業務】

- ・ 損傷に対する修繕を施した舗装、交換した照明灯等の引き渡しが生じる業務

【点検業務】

- ・ 点検業務報告書（点検調書、写真等を含む）の引き渡しが生じる業務

- 業務の履行を確認するための作業日報や業務実施報告書等は引渡しを受ける成果物には含まないものとしている。
- 以下の条項で「成果物」に係わる規定を選択した場合の対象物を明らかにする。

(著作権の譲渡等) 第5条の2

(成果物の引渡し) 第32条の2

(部分使用) 第34条

(引渡しを受ける成果物がある場合の部分払額) 第38条の2

(部分引渡し) 第39条

(契約不適合責任) 第45条

(解除に伴う措置) 第54条の2

(契約不適合責任期間等) 第57条

- これらの条項は引渡しを受ける成果物がある場合に必ず選択するのではなく、成果物の内容によって必要な場合に選択する。
- 「契約情報」を使用しない場合はここに列記する。

(準備期間)

第1条の3 本契約期間のうち、○年○月○日までは準備期間とする。受注者は、準備期間中に、設計図書の定めるところに従い提出書類の提出及び業務実施体制の整備等の準備を行い、発注者及び先受注者（先受注者がいる場合の当該先受注者をいう。）から引き継ぎを受けるものとする。

(解説)

- 維持管理業務は継続性が重要であり、業務を実施する際のノウハウ等を発注者及び先受注者から引継ぐための準備期間を設ける必要がある場合に選択する。
- 該当する業務の例を以下に示す。

【道路維持業務】

- ・これまでの点検状況、補修の実績、住民からの要望への対応状況等から業務の実施における留意点などの情報を引き継ぐ必要がある業務

【コールセンター業務】

- ・住民からの通報の受付にあたり、従前業務の実施者から対応に関する詳細な引継ぎを受ける必要がある業務

- 従来であれば共通仕様書に記載されていた条項であるが、全く異なる業務を一括して契約する包括契約においては、「準備期間」および次の「業務毎の実施期間」は、1つの業務の実施過程における業務項目実施期間ではなく、包括される個々の業務の「工期」に相当する基本条件となるため契約書に規定する。

(業務毎の実施期間)

第1条の4 【〇〇業務の】実施期間は、〇年〇月〇日～〇年〇月〇日とする。

【××業務の】実施期間は、〇年〇月〇日～〇年〇月〇日とする。

2 実施期間を変更する場合は、第21条、第22条、第23条、第24条を準用する。

(解説)

- 全体履行期間の中で実施期間を限定する業務が含まれる場合に選択する規定である。該当する業務の例を以下に示す。

【点検業務】

- ・出水期前に堤防点検を終える必要のある業務

【清掃業務】

- ・イベント期間中や行楽シーズンに限定して高頻度の清掃が必要な業務

【除雪業務】

- ・降雪期間に限定して待機を含む体制の確保が必要な業務

- 個別業務の業務完了・支払いに係る基本条件となるため、従来であれば仕様書（共通又は特記）に記載されていたが、契約書に規定する。

(業務実施計画書)

第3条の2 受注者は、この契約締結後〇日以内に設計図書に基づいて業務実施計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

[注] 〇の部分には、原則として「14」を記入する。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務実施計画書を受理した日から〇日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

[注] 〇の部分には、原則として「7」を記入する。

3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者

は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務実施計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務実施計画書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(解説)

- 複数の業務全体を包括的に実施するための計画として、従来から契約書で規定されている工程表と同様に業務計画書を契約書事項として規定している。
- 各業務の実施体制・指示系統等を工程とともに把握することは業務監督を行うための基本条件となるため、特に実施体制・指示系統等の把握が必要である場合に本規定を選択する。
- 業務実施計画書の作成・提出、並びにその記載内容に関する特記事項は設計図書に定めるものとする。
- 第4項で工程表と同様に発注者、受注者を拘束しないこととしている。

(受注者による改善提案)

第3条の3 受注者は、対象施設の維持管理の効率化又は利用者の利便性及び安全性向上を目的とする他、設計図書に定める内容について改善提案を行うことができる。

2 前項に基づき受注者が提案を行った場合、発注者は、当該提案の採否について○日以内に決定し受注者に通知する。当該決定を行うに際し、発注者は、受注者に対し協議を求めることができる。

[注] ○の部分には、原則として「14」を記入する。

(解説)

- 受注者が契約を履行する過程で気づいた改善策の提案を発注者が受け入れる場合に選択する。該当する業務の例を以下に示す。
【除草業務】
 - ・設計図書で定められた頻度・作業方法に基づく除草作業の実施を基本とするが、より効率的な作業に関する提案が想定される業務
- なお、本条では契約図書の変更を伴わない作業方法の改善提案等を対象としており、設計図書を変更する場合は、第19条の2(受注者による設計図書の変更)を適用する。

(契約保証金等の還付請求)

第4条の2 受注者は、第4条(A)第1項第一号又は第二号による保証を付した場合において、本件業務の履行を完了したときは書面をもって契約保証金又は有価証券等(以下「契約保証金等」という)の還付を請求するものとし、発注者は、当該請求を受けた日から起算して○日以内に受託者に対し契約保証金等を還付しなければならない。この場合において、契約保証金等には利子を付さないものとする。

[注] ○の部分には、たとえば「30」を記入する。

(解説)

- 履行保証の役割を終える業務の完了後に契約保証金等を返還することを契約書に規定する場合に選択する。

(契約保証金等の免除)

第4条の3 (規則等の名称)の規定に該当するときは、契約保証金等を免除する。

[注] () 内には契約保証金等の免除を定めた条例・規則等の名称を記載する。

(解説)

- 契約保証金を免除する条例・規則等が定められている場合に選択する。

(著作権の譲渡等)

第5条の2 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第8項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。

5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(解説)

- 公共土木設計等業務標準委託契約約款に同じ規定がある。この規定が適用される業務の成果物の例を以下に示す。

【点検業務】

- ・点検報告書及び点検結果を解析するためのプログラムなど

(発注者が委託した者による権限の代行)

第9条の2 発注者は発注者の権限（監督員に委任したものを含む）の一部を必要な技術力を有すると認める機関に委託することができる。その場合、発注者は委託する権限の内容を受注者に通知しなければならない。

(解説)

- 発注者がCM業務などを別途委託して、発注者・監督員の権限の一部を委任する場合に選択する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第 10 条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 (A) [] 主任技術者

(B) [] 監理技術者

(C) 監理技術者補佐(建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)

三 専門技術者(建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。)

[注] (B) は、建設業法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合に、(A) は、それ以外の場合に使用する。

(C) は、(B) を使用する場合において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。

[] の部分には、同法第 26 条第 3 項本文の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第 12 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(解説)

- 公共工事標準請負契約約款に同じ規定がある。
- 建設業法が適用される「建設工事」に該当する業務が含まれていることを前提としているので必須としている。参考法令：建設業法第 24 条(請負契約とみなす場合)
- 先行事例では、業務全体を統括する者として業務総括責任者等の名称を用いる場合が見られた。業務総括責任者等が建設業法上の現場代理人又は／及び主任技術者等である場合と現場代理人、主任技術者等を別途置く場合が考えられるが、いずれの場合でも各人の責務や指示系統を明確にしておく必要がある。

(業務毎の業務実施責任者)

第 10 条の 2 受注者は、現場代理人、監理技術者等のほか【〇〇業務の】業務実施責任者を定め、氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様

とする。

2 業務実施責任者の資格、責務等は設計図書に定める。

3 業務実施責任者に対する措置請求は第 12 条によるものとする。

4 現場代理人、監理技術者等及び専門技術者は、業務実施責任者を兼ねることができる。

(解説)

- 構成する業務のうち、特に当該業務の責任者を置く必要がある場合に本規定を選択する。該当する業務の例を以下に示す。

【点検業務】

・橋梁点検等の専門的な知識・経験を有する責任者の配置が求められる業務

【除雪業務】

・常時待機を含む除雪作業等、個別業務特有の責任者の配置が求められる業務

- 個別業務の技術管理を行う者を明示的にすることは業務監督を行うための基本条件となるため、従来であれば仕様書（共通又は特記）に記載されていたが契約書に規定している。

(支給材料及び貸与品)

第 15 条 発注者が受注者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から○日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第 2 項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(解説)

- 公共工事標準請負契約約款に同じ規定がある。
- 支給材料又は貸与品がある場合に本規定を選択する。

(発注者の施設の使用)

第 15 条の 2 受注者は、業務を処理するため、発注者の施設の一部を控室及び器具置場として使用する場合は、発注者の指示に従う。この場合において履行期間が満了したとき又は業務の完了前に契約が解除されたときは、直ちに原状に回復して発注者に引き渡すものとする。

(解説)

- 発注者の施設の一部を控室及び器具置場として、受注者が使用する場合は規定である。
- 作業の実施にあたり発注者の施設を使用する業務が含まれる場合に本規定を選択する。該当する業務の例を以下に示す。

【除雪業務】

- ・ 発注者の保有する除雪ステーションを使用する除雪業務

(作業用地の確保等)

第 16 条 発注者は、作業用地その他設計図書において定められた業務の実施上必要な用地（以下「作業用地等」という。）を受注者が業務の実施上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された作業用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 業務の完了、設計図書の変更等によって作業用地等が不用となった場合において、当該作業用地等に受注者が所有又は管理する材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該作業用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、作業用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第 3 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(解説)

- 公共工事標準請負契約約款に同様の規定（工事用地の確保等）がある。
- 作業用地の確保等が必要な場合に本規定を選択する。

(受注者による設計図書の変更)

第 19 条の 2 受注者は、設計図書の内容の変更を希望する場合、発注者に対して、変更を希望する日（以下、本条において「変更日」という。）の○ヶ月前までに変更案（委託料に関する部分を含む。以下、本条において、「変更案」という。）を提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聴くよう努めなければならない。

2 発注者は、受注者に対し、前項の変更案を受領してから○日以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日をもって本契約は変更案に従って変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

(解説)

- 第 3 条の 3（受注者による改善提案）は改善提案とその採否までを規定したものであるが、受注者からの積極的な改善提案を期待して有益な提案であれば設計図書の変更を認めてもよい場合には本規定を選択する。該当する業務の例を以下に示す。

【道路維持業務】

- ・舗装の劣化の度合いによっては補修材による応急的な措置ではなく切削オーバーレイによる修繕工事が必要とされることが想定される道路維持業務

(不可抗力に起因する業務)

第 30 条の 2 本業務の実施について、事故、災害等の不可抗力に起因して新たな業務の実施が必要となった場合は、発注者と受注者が協議のうえ実施する。この業務の実施に要した費用は発注者が負担する。また、必要な場合、履行期間を延長するものとする。

(解説)

- 本業務の実施について、事故、災害等の不可抗力に起因して新たな業務の実施が必要となる可能性がある場合は本規定を選択する。該当する業務の例を以下に示す。

【点検業務】

- ・交通事故が発生した場合に事故発生後の施設点検を行う可能性がある業務

【緊急対応業務】

- ・災害が発生した場合に当該業務に関連する緊急的な対応が発生する可能性のある業務

- 別途契約を行う時間が取れない場合などに使用することを想定している。「本業務の実施について」と限定しており、全く関係のない業務を新たに追加するものではない。

(検査)

第 32 条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から○日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当

該検査の結果を受注者に通知しなければならない。[この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、成果物を最小限度破壊して検査することができる。]

[注] [] は引渡しを受ける成果物がある場合

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

[注] ○の部分には、業務内容が建設業法が適用される工事が主体の場合は「14」、それ以外の場合は「10」と記入する。

(解説)

- 公共工事標準請負契約約款に同じ内容の規定がある。
- 注書の参考法令：政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条（給付の完了の確認又は検査の時期）

(成果物の引渡し)

第32条の2 発注者は、第32条第2項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

(解説)

- 成果物の引渡しを受ける業務が含まれる場合に選択する。

(業務の引継)

第32条の3 受注者は、本契約が終了する場合において、発注者又は発注者の指示する者に、本契約の終了にかかる本件業務に関して設計図書に従って引継書を作成し発注者の確認を得なければならない。

2 受注者は、前項に従い本件業務を引き継ぐにあたっては、対象施設が設計図書に基づく水準を達成した状態で引き継ぐものとする。

(解説)

- 本業務の履行完了後にも継続的に行われる業務について、発注者又は次の契約の受注者に引継ぎを行う場合に選択する。該当する業務の例を以下に示す。

【道路維持業務】

- ・本業務における補修の実績、住民からの要望への対応状況等から業務の実施における留意点などの情報を引き継ぐ必要がある業務

【コールセンター業務】

- ・住民からの通報の受付にあたり、次期業務の実施者に対応に関する詳細な引継ぎを行う必要がある業務

- 本業務の設計図書には次期業務への引継書に記載すべき事項を明示する。

(性能規定の業務の履行期間中の確認)

第 32 条の 4 【〇〇業務】について、受注者は履行期間を通じて設計図書に定める性能を維持しなければならない。

2 発注者は設計図書に従い、前項の性能が維持されているか確認する。確認の結果、性能が維持されていない場合、受注者は直ちに是正措置を講じなければならない。

〔注〕履行期間を通じて性能を維持することが求められる業務に適用する。

(解説)

- 設計図書において履行期間内の持続的な施設の性能・機能の維持が規定されている等、履行完了時点の検査のみでは契約の履行を確認できない業務が含まれる場合に選択する。該当する業務の例を以下に示す。

【樹木管理業務】

・街路樹の管理において交通標識、信号等の視認を履行期間中確保することを求める業務

- 【〇〇業務】には、第 1 条第 1 項に記載する業務のうち、該当する業務の名称を記載する。
➤ 設計図書には、性能規定に関する要求水準、モニタリング方法等の必要事項を明示する。

【要求水準に関する記載事項の例】

- ・業務内容、業務範囲（例：〇〇地区の〇〇を対象に、道路の円滑な通行に支障がないよう適切に清掃し、その機能と衛生状態を確保する。）
- ・作業条件（例：道路上に通行を妨げる落下物がある場合は、速やかに市担当者に対応方法を確認し、その指示に従うものとする。）
- ・作業実施の判断（例：作業の実施時間は、通行及び利用の状況を見て実施する。）

【モニタリング方法に関する記載事項の例】

- ・受注者によるモニタリングの対象業務、実施時期、モニタリング方法、モニタリング結果の提出方法
- ・発注者によるモニタリングの対象業務、確認方法
- ・モニタリングに要する費用負担
- ・要求水準を未達と判断する基準（例：合理的な理由なく施設の一部使用不可な状態を放置した場合）
- ・要求水準が未達の場合の措置

(性能規定の業務の業務完了後の確認)

第 32 条の 5 【〇〇業務】について、受注者は業務完了後、設計図書に定める期間、設計図書に定める性能を維持しなければならない。

2 第 32 条による検査は第 1 項の性能規定部分を除いて適用する。

3 発注者は設計図書に従い、第 1 項の性能が維持されているか確認する。確認の結果、性能が維持されていない場合、受注者は直ちに是正措置を講じなければならない。

(解説)

- 業務完了後も設計図書に定める期間、性能を維持することを規定した業務が含まれる場合に選択する。
- 業務完了時の検査では確認できないため、当該業務の性能規定部分については第2項により第32条の検査を適用しないこととしている。
- 【〇〇業務】には、第1条第1項に記載する業務のうち、該当する業務の名称を記載する。
- 該当する業務の例を以下に示す。

【舗装修繕業務】

- ・舗装の長期耐久性などの性能を規定する業務

(業務委託料の完了払)

第33条 受注者は、第32条第2項（同条第4項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料（前払金、部分払金が支払われている場合はそれを除いた残額）の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から○日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により第32条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

【注】 ○の部分には、業務内容が建設業法が適用される工事が主体の場合は「40」、それ以外の場合は「30」と記入する。

(解説)

- 公共工事標準請負契約約款に同じ内容の規定がある。
- 注書の参考法令：政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条（支払の時期）

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条の2の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

点検（解説）

- 引き渡し前の部分使用の可能性がある業務が含まれる場合に選択する。該当する業務の例を以下に示す。

【点検業務】

- ・点検を行う予定箇所のうち点検を終えた一部の箇所の成果を使って別途発注業務の設計を行う場合

(前金払)

第 35 条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の十分の○以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

〔注〕 ○の部分には、業務内容が建設業法が適用される工事が主体の場合は、たとえば「4」、それ以外の場合は、たとえば「3」と記入する。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から十四日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の十分の○を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第 3 項の規定を準用する。

〔注〕 ○の部分には、業務内容が建設業法が適用される工事が主体の場合は、たとえば「4」、それ以外の場合は、たとえば「3」と記入する。

5 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の十分の○を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から三十日以内にその超過額を返還しなければならない。

〔注〕 ○の部分には、業務内容が建設業法が適用される工事が主体の場合は、たとえば「5」、それ以外の場合は、たとえば「4」と記入する。

6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

〔注〕 ○の部分には、30 未満の数字を記入する。

7 発注者は、受注者が第 5 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年○パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

〔注〕 ○の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

(解説)

- 公共工事標準請負契約約款に同じ内容の規定がある。
- 前金払を認める場合に選択する。
- 構成する業務の中に建設業法が適用される「建設工事」を含むことが前提としているが、注書の前払率は業務内容が工事主体の場合とそれ以外の場合で選択する。

(保証契約の変更)

第 36 条 受注者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

[注] 第 4 項は、発注者が保証事業会社に対する履行期間変更の通知を受注者に代理させる場合に使用する。

(解説)

- 公共工事標準請負契約約款に同じ内容の規定がある。
- 前金払を認める場合に選択する。

(前払金の使用等)

第 37 条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(解説)

- 公共工事標準請負契約約款に同じ内容の規定がある。
- 前金払を認める場合に選択する。

(部分払)

第 38 条 受注者は、業務の完了前に、既履行部分に相応する業務委託料相当額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

(A) ただし、この請求は、契約情報で定めた期日ごとに行うものとする。[スケジュール払]

(B) ただし、この請求は、履行期間中〇回を超えることができない。[請求回数制限]

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から〇日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、既履行部分を最小限度破壊して検査することができる

[注] 〇の部分には、業務内容が建設業法が適用される工事が主体の場合は「14」、それ以外の場合は「10」と記入する。

4 前項の場合 において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から○日以内に部分払金を支払わなければならない。

〔注〕 ○の部分には、業務内容が建設業法が適用される工事が主体の場合は「40」、それ以外の場合は「30」と記入する。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第一項の業務委託料相当額 $\times$ （1－前払金額 $\div$ 業務委託料）

〔注〕 ○の部分には、「14」未満の数字を記入する。

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

（解説）

- 公共工事標準請負契約約款に同じ内容の規定がある。
- 部分払を認める場合に規定する。
- 部分払を行う場合の方法を（A）又は（B）の二者択一としている。（A）で「契約情報」を使用しない場合は、別表などで期日を示すこととする。
- 第3項の注書の参考法令：政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条（給付の完了の確認又は検査の時期）
- 第5項の注書の参考法令：政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条（支払の時期）

（引渡しを受ける成果物がある場合の部分払額）

第38条の2 第38条において【○○業務】の既履行部分の業務委託料相当額は、当該業務の完了前においては10分の○を乗じた額とする。

〔注〕 該当する業務は引渡しを受ける成果物に係る業務に限り、○は例えば「9」とする。

（解説）

- 第38条（部分払）を選択した業務のうち、引き渡しを受ける成果物がある業務が含まれる場合に選択する。

（前払金がある場合の部分払額）

第38条の3 前払金が支払われている場合に第38条による部分払の支払額は次式による。

支払額 $\leq$ 部分払相当額 $\times$ （○ $\div$ 10－前払金額 $\div$ 業務委託料）

〔注〕 ○は第38条の2を適用する業務は例えば「9」、その他の業務は「10」とする。

（解説）

- 第35条（前金払）及び第38条（部分払）を選択した業務のうち、引き渡しを受ける成果物がある業務が含まれる場合に選択する。
- 引渡しを受ける成果物に係る業務にのみ支払留保を適用する。

(部分引渡し)

第 39 条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第 32 条の 2 中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第 2 項及び第 33 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第 33 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る業務委託料の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する業務委託料の額は、発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、発注者が前項の規定により準用される第 33 条第 1 項の請求を受けた日から○日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る業務委託料の額＝指定部分に相応する業務委託料の額×（1－前払金額／業務委託料）

[注] ○の部分には、履行期間及び業務委託料を勘案して十分な協議が行えるよう留意して数字を記入する。

(解説)

- 公共工事標準請負契約約款に同じ内容の規定がある。
- 部分引渡しを認める場合に選択する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第 40 条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年 度 円

年 度 円

年 度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年 度 円

年 度 円

年 度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(解説)

- 公共工事標準請負契約約款に同じ内容の規定がある。
- 債務負担行為により発注する業務の場合に選択する。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第 41 条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第 35 条中「契約書記載の業務完了の時期」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第 36 条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第 38 条第 1 項の業務委託料相当額（以下この条及び次条に

において「業務委託料相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 前項の場合において契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分(円以内)を含めて前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第35条第1項の規定にかかわらず、受注者は、業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。

(解説)

- 公共工事標準請負契約約款に同じ内容の規定がある。
- 債務負担行為により発注し、前金払を認める業務の場合に選択する。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第42条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 業務委託料相当額－(前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額)－{業務委託料相当額－(前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額)} $\times$ 当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額

3 (A) 各会計年度において、部分払を請求できる期日は、契約情報に定める。

3 (B) 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年 度 回

年 度 回

年 度 回

[注] (A) はスケジュール払、(B) は請求回数制限の場合に使用する。

(解説)

- 公共工事標準請負契約約款に同じ内容の規定がある。
- 債務負担行為により発注し、部分払を認める業務の場合に選択する。
- 第3(A)項で「契約情報」を使用しない場合は、別表などで期日を示すこととする。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第44条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(解説)

- 公共工事標準請負契約約款に同じ内容の規定がある。
- 前金払又は部分払を認めた場合に選択する。

(債務不履行責任)

第45条 受注者がこの契約に違反した場合、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、契約違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことのできない事由によるものであることを受注者が立証したときは、この限りではない。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第32条第2項（又は第38条第3項）の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

[注] () は第38条（部分払）を適用する場合

3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第32条の規定により、業務が完了した日から○年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は、業務完了の日から○年とする。

[注] ○の部分には、たとえば、2と記入する。ただし書きの○は、たとえば、10と記入する。

4 発注者は、業務の完了の際に受注者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。

5 第1項の規定は、受注者の契約違反が契約図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(解説)

- 民法の原則である債務不履行責任は、引渡しを受ける成果物の有無にかかわらず適用されるためコア条項としている。
- 参考法令：民法第 415 条（債務不履行による損害賠償）

(契約不適合責任)

第 45 条の 2 (A) 発注者は、引き渡した成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

第 45 条の 2 (B) 発注者は、引き渡した成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

[注] (A) は第 4 条において (A) を使用する場合、(B) は第 4 条において (B) を使用する場合に使用する。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(解説)

- 公共工事標準請負契約約款に同じ内容の規定がある。
- 引渡しを受ける成果物がある場合に選択する。
- 参考法令：民法第 636 条（請負人の担保責任の制限）第 637 条（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）

(発注者の催告による解除権)

第 47 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第 5 条第 4 項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
[注] 第一号は第 5 条第 3 項を使用しない場合は削除する。
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 四 第 10 条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第 45 条第 1 項、(又は第 45 条の 2 第 1 項) の履行の追完がなされないとき。
[注] [] は引渡しを受ける成果物がある場合。
- 六 履行が債務の本旨に従っていないこと。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(解説)

- 公共工事標準請負契約約款に同じ内容の規定がある。
- なお、第六号は、公共工事標準請負契約約款には無い。本業務には業務を実施したことに対して対価を支払う準委任契約にあたる業務を含んでいるため、「履行が債務の本旨に従っていないこと」も解除要件としている。例えば巡視業務においてパトロールカーは走らせているが異常が無いかどうかの注意を払わない状況が明らかな場合が該当する。

(発注者の催告によらない解除権)

第 48 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 5 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 第 5 条第 4 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の実施以外に使用したとき。
[注] 第二号は第 5 条第 3 項を使用しない場合は削除する。
- 三 この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第二号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この

条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

九 第 51 条又は第 52 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約（設計の委託契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約（設計の委託契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（解説）

- 公共工事標準請負契約約款に同じ内容の規定がある。
- なお、公共工事標準請負契約約款にある第四号「引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。」は、本契約標準には無い。

（解除に伴う措置）

第 54 条の 2 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、既履行部分の検査に合格した成果物の引渡しを受けるものとする。

（解説）

- 成果物の引渡しを受ける業務が含まれる場合に選択する。

第 54 条の 3 第 54 条第 1 項の場合において、第 35 条（第 41 条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 38 条及び第 42 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段

の既履行部分に相応する業務委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 47 条、第 48 条又は第 55 条第 3 項の規定による時にあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年〇パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 46 条、第 51 条又は第 52 条の規定による時にあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

〔注〕 〇の部分には、たとえば、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

（解説）

- 公共工事標準請負契約約款に同じ内容の規定がある。
- 第 35 条（前金払）及び第 38 条（部分払）を選択した業務の場合に選択する。

第 54 条の 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 54 条第 1 項の既履行部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 第 1 項前段及び第 2 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 47 条、第 48 条又は第 55 条第 3 項の規定によるときは発注者が定め、第 46 条、第 51 条又は第 52 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 1 項後段、第 2 項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（解説）

- 公共工事標準請負契約約款に同じ内容の規定がある。
- 第 5 条（支給材料及び貸与品）を選択した業務の場合に選択する。

（契約不適合責任期間等）

第 57 条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第 32 条の 2（第 39 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から〇年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

〔注〕 〇の部分には、原則として「2」を記入する。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、

当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から○年が経過する日まで請求等を行うことができる。

〔注〕 ○の部分には、原則として「1」を記入する。1 以外とする場合においては、前項の期間との関係、設備機器のメーカー保証の期間を勘案して記入する。

3 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（解説）

- 公共工事標準請負契約約款に同じ内容の規定がある。
- 成果物の引渡しを受ける業務が含まれる場合に選択する。
- 参考法令：民法第 636 条（請負人の担保責任の制限）第 637 条（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）

（火災保険等）

第 58 条 受注者は、成果物及び材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、成果物及び材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

4 第 28 条、第 29 条において受注者が負担する損害の額は、本条の規定により付された保険

等によりてん補された部分を除くものとする。

(解説)

- 公共工事標準請負契約約款に同じ内容の規定がある。
- 保険を付すことを求める場合に選択する。
- なお、第4項は、公共工事標準請負契約約款には無い。本契約書には、受注者の負担する損害額は、保険等によりてん補された部分を除く規定である。

6. 契約情報の記載例

契約情報の記載例を2例示す。

いずれも発注者がカスタマイズした当該発注者の契約標準を基にしている。

- ① 市管理の道路、公園、植栽の包括的維持管理業務
 - ・ 複数年契約
 - ・ 小規模修繕業務（総額の範囲内で1件の委託料が少額の業務を行うもの）を含んでいる
 - ・ 前金払は初年度のみ
- ② 下水道管路の点検から修繕までを包括的に委託する業務
 - ・ 複数年契約
 - ・ 部分的な改築業務を含んでいる

① 契約情報の記載例（道路・公園・植栽の維持管理業務）：発注者によりカスタマイズされた契約標準に対応 必須条項のうち適用しない条項（削除） 選択条項のうち適用する条項（適用） 契約標準中の当該契約における具体的数値や内容（内容） 追加条項（追加）				
条		項		
第 1 条	総則	第 1 項	内容	(1)全体管理業務、(2)巡回業務、(3) 災害対応業務、(4)道路維持管理業務、(5) 公園維持管理業務、(6) 植栽管理業務、(7) 道路維持修繕業務、(8) 公園維持修繕業務
		第 2 項	内容	(A) [総価契約] 全体管理業務、巡回業務、災害対応業務、道路維持管理業務、公園維持管理業務及び植栽管理業務（以下「業務 A」と総称する。）の委託料は〇〇円とする。 (B) [小額修繕契約] 道路維持修繕業務、公園維持修繕業務（以下、「業務 B」と総称する。）の委託料は、総額〇〇円を上限とする。なお、個別の修繕等の金額は設計図書に従い、発注者が承認した金額とする。
		第 3 項	内容	この契約の設計図書は、本業務について発注者が公表したプロポーザル方式実施説明書及び業務説明資料 [要求水準書]（別紙を含む。）及び企画提案である。
第 1 条 の 2	成果物		適用、内容	引渡しを受ける成果物は、(2)巡回業務の巡回記録、(7)道路維持修繕業務及び(8)公園維持修繕業務によって業務を実施した箇所
第 1 条 の 3	準備期間		適用、内容	本業務の準備期間は〇年〇月〇日とする。
第 3 条	工程表		内容	14 日以内
第 3 条 の 2	業務実施計画書		適用	
		第 1 項	内容	14 日以内
		第 4 項	削除	削除する
第 4 条 の 2	契約保証金等の還付請求		適用、内容	30 日以内
第 4 条 の 3	契約保証金等の免除		適用、内容	〇〇市契約規則第〇条に該当する場合
第 9 条 の 2	発注者が委託した者による権限の代行		適用	〇〇コンサルタントに監督業務の一部を委任する。委任する内容は設計図書に定める。

第 10 条 の 2	業務毎の業務実施責任者		適用、内容	各業務に実施責任者を置く。実施責任者は複数業務を兼ねることができる。
第 13 条	業務用材料の品質及び検査等	第 3 項	内容	10 日以内
		第 5 項	内容	10 日以内
第 14 条	監督員の立会い及び業務記録の整備等	第 3 項	内容	7 日以内
		第 4 項	内容	7 日以内
		第 5 項	内容	7 日以内
第 15 条	支給材料及び貸与品		適用	
		第 3 項	内容	7 日以内
第 15 条 の 2	発注者の施設の使用		適用	
第 16 条	作業用地の確保等		適用	
第 24 条	履行期間の変更方法	第 1 項	内容	14 日以内
		第 2 項	内容	7 日以内
第 25 条	業務委託料の変更方法等	第 1 項	内容	14 日以内
		第 2 項	内容	7 日以内
第 26 条	賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更	第 3 項	内容	(B)、30 日以内
		第 7 項	内容	30 日以内
		第 8 項	内容	14 日以内
第 30 条 の 2	不可抗力に起因する業務		適用	

第 31 条	業務委託料 の変更に代 える設計図 書の変更	第 1 項	内容	14 日以内
		第 2 項	内容	7 日以内
第 32 条	検査	第 1 項	内容	10 日以内
第 32 条 の 2	成果物の引 渡し		適用	
第 32 条 の 3	業務の引継		適用	
第 33 条	業務委託料 の完了払		内容	40 日以内
第 34 条	部分使用		適用	
第 35 条	前金払		適用、内容	初年度のみ適用する
		第 1 項	内容	十分の 0.6 以内
		第 4 項	内容	十分の 0.6 以内
		第 5 項	内容	4、30 日以内
		第 6 項	内容	30 日以内
		第 7 項	内容	政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で
第 36 条	保証契約の 変更		適用	
第 37 条	前払金の使 用等		適用	
第 38 条	部分払		適用	
		第 1 項	内容	ただしは（A）[スケジュール払]とし、別紙○の資金計画によるものとする。
		第 3 項	内容	10 日以内
		第 5 項	内容	30 日以内

		第 6 項	内容	6 部分払金の額は、各業務について以下のとおりとする。 業務 A：別表○に定める通り。 業務 B：対象となった月において実施された業務の承認された見積額相当額
第 38 条 の 3	前払金がある場合の部分払額		適用	
		第 1 項	内容	支払額 ≤ 部分払相当額 × (1 - 前払金額 / 業務委託料)
第 39 条	部分引渡し		適用	
		第 2 項	内容	2 前項の規定により準用される第 33 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る業務委託料の額は、第 38 条第 6 項に定めるとおりとする。
第 40 条	債務負担行為に係る契約の特則		適用	
第 45 条 の 2	契約不適合責任		適用	(B)
第 50 条	公共工事履行保証証券による保証の請求		削除	
第 54 条 の 2	解除に伴う措置		適用	
第 54 条 の 3	解除に伴う措置		適用	
		第 1 項	内容	政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で
第 54 条 の 4	解除に伴う措置		適用	
第 55 条	発注者の損害賠償請求等	第 2 項	内容	十分の 1
		第 5 項	内容	(B)、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で
第 57 条			適用	

	契約不適合 責任期間等	第 1 項	内容	2 年以内
		第 2 項	内容	1 年が経過する日
第 58 条	火災保険等		適用、内容	受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

② 契約情報の記載例（下水道管路の維持管理業務）：発注者によりカスタマイズされた契約標準に対応

必須条項のうち適用しない条項（削除）	選択条項のうち適用する条項（適用）	契約標準中の当該契約における具体的数値や内容（内容）	追加条項（追加）
--------------------	-------------------	----------------------------	----------

② 契約情報の記載例（下水道管路の維持管理業務）：発注者によりカスタマイズされた契約標準に対応

必須条項のうち適用しない条項（削除）	選択条項のうち適用する条項（適用）	契約標準中の当該契約における具体的数値や内容（内容）	追加条項（追加）

条		項		
第 1 条	総則	第 1 項	内容	委託する業務は、次のとおり ① マネジメント業務 ② 巡視・点検業務 ③ 調査業務（目視）④ 調査業務（管内カメラ）⑤ 清掃業務 ⑥ 修繕業務 ⑦ 修繕業務（部分改築）
		第 2 項	内容	【総価契約】① マネジメント業務 〇〇円 ② 巡視・点検業務 〇〇円 ③ 調査業務（目視） 〇〇円 ⑦ 修繕業務（部分改築） 〇〇円 総価契約分の合計 〇〇円 【単価契約】④ 調査業務（管内カメラ） 〇〇円／箇所 ⑤ 清掃業務 〇〇円／m 【実費精算】⑥ 修繕業務 業務委託料（総価契約分の合計＋（単価契約分の単価×予定数量）の合計 〇〇円
		第 3 項	内容	この契約の設計図書は、別表○に示す各業務の共通仕様書、特記仕様書、モニタリング手順書、図面及び本業務の入札手続きにおいて受注者が提出した提案書とする。
第 1 条 の 2	成果物		適用、 内容	引渡しを受ける成果物は、② 巡視・点検業務、③ 調査業務（目視）及び④ 調査業務（管内カメラ）の報告書、⑥ 修繕業務及び⑦ 修繕業務（部分改築）によって業務を実施した箇所 報告書の記載事項等は特記仕様書に示す。
第 1 条 の 3	準備期間		適用、 内容	準備期間は契約締結日から○年○月○日までとする。
第 3 条 の 2	業務実施 計画書		適用、 内容	受注者の提出期限及び発注者の修正要求期限は特記仕様書に示す。
第 3 条 の 3	受注者に よる改善 提案		適用	
		第 2 項	内容	30 日以内

第 4 条	契約の保証		内容	(A)金銭的保証とする。
第 4 条 の 3	契約保証 金等の免除		適用、 内容	〇〇市契約規則第〇条の規定に該当する場合は免除する。
第 5 条	権利義務 の譲渡等	第 3 項、 第 4 項	削除	
第 5 条 の 2	著作権の 譲渡等		適用	
第 7 条 の 2	再受託者 又は下請 負人の通 知		内容	(B) 下請契約の相手方のみを社会保険等加入建設業者に限定する。
		第 3 項	削除	削除する。
第 15 条	支給材料 及び貸与 品		適用	
第 32 条	検査	第 1 項	内容	10 日以内
第 32 条の 2	成果物の 引渡し		適用	
第 32 条の 3	業務の引 継		適用	
第 33 条	業務委託 料の完了 払	第 2 項	内容	30 日以内
第 34 条	部分使用		適用	
第 35 条	前金払		適用	
		第 1 項、 第 4 項	内容	十分の 3

		第 5 項	内容	十分の 4
第 36 条	保証契約の変更		適用	
第 37 条	前払金の使用等		適用	
第 38 条	部分払		適用	
		第 1 項	内容	ただし書は（A）スケジュール払いとする。 請求期日は、各年度の 6 月末日までを第一期、9 月末日までを第二期、12 月末日までを第三期、翌年 3 月末日までを第四期とする。
		第 3 項、 第 5 項	内容	30 日以内
第 38 条の 2	引渡しを受ける成果物がある場合の部分払額		適用、 内容	⑦ 修繕業務（部分改築）に適用する。
第 38 条の 3	前払金がある場合の部分払額		適用	
第 39 条	部分引渡し		適用	
第 40 条	債務負担行為に係る契約の特則		適用	
		第 1 項	内容	○年度 ○○円 ○年度 ○○円
		第 2 項	内容	○年度 ○○円 ○年度 ○○円

第 41 条	債務負担行為に係る契約の前金払の特則		適用	
第 42 条	債務負担行為に係る契約の部分払の特則		適用	
		第 3 項	内容	(A)スケジュール払いとし、各年度の請求期日は第 38 条第 1 項による。
第 44 条	前払金等の不払に対する業務中止		適用	
第 45 条の 2	契約不適合責任		適用	
		第 1 項	内容	(A)とする。
第 54 条の 2	解除に伴う措置		適用	
第 54 条の 3	解除に伴う措置		適用	
第 57 条	契約不適合責任期間等		適用	
第 59 条	あっせん又は調停		内容	(B)とする。

【参考法令】

1. 民法（明治 29 年法律第 89 号、最終改正：令和 6 年法律第 33 号）

第 412 条（履行期と履行遅滞）

1 債務の履行について確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した時から遅滞の責任を負う。

2～3 略

第 415 条（債務不履行による損害賠償）

1 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

一 債務の履行が不能であるとき。

二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

第 416 条（損害賠償の範囲）

1 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。

2 特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

第 636 条（請負人の担保責任の制限）

請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき（その引渡しを要しない場合にあっては、仕事を終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料または指図が不適合であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

第 637 条（目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限）

前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から一年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

前項の規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時（その引渡しを要しない場合にあっては、仕事を終了した時）において、請負人が同項の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

2. 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号、最終改正：令和元年法律第 16 号）

第 4 条（政府契約の必要的内容事項）

政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）（財務省令で定めるものに限る。）を含む。第十条において同じ。）により明らかにしなければならない。ただし、

他の法令により契約書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の作成を省略することができるものについては、この限りでない。

- 一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期
- 二 対価の支払の時期
- 三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 四 契約に関する紛争の解決方法

第5条（給付の完了の確認又は検査の時期）

1 前条第一号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については十四日、その他の給付については十日以内の日としなければならない。

2 国が相手方のなした給付を検査しその給付の内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であることを発見したときは、国は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、国が相手方から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受けた日から前項の規定により約定した期間以内の日とする。

第6条（支払の時期）

1 第4条第二号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日（以下この規定又は第七条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

2 国が相手方の支払請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、国は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から国が相手方の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、約定期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が相手方の故意又は重大な過失によるときにあっては、適法な支払請求があつたものとししないものとする。

第8条（支払遅延に対する遅延利息の額）

1 国が約定の支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を下るものであつてはならない。但し、その約定の支払時期までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由に因る場合は、特に定めない限り、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第14条（この法律の準用）

この法律（第12条及び前条第二項を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

3. 建設業法（昭和24年法律第100号、最終改正：令和6年法律第49号）

第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者（当該

建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。

（3～6 略）

第24条（請負契約とみなす場合）

委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなして、この法律の規定を適用する。